

中山間地域等直接支払制度の平成22年度以降の継続について

【農林水産省】

提案・要望の内容

- 1 平成21年度までの期間で実施されている中山間地域等直接支払制度を平成22年度以降も継続すること。
- 2 継続にあたっては、協定期間の柔軟化や面積要件の緩和など、幅広い対象が取り組みやすい制度とすること。
- 3 都道府県及び市町村の財政負担を軽減するため、交付実績を適切に反映した地方交付税措置を講じること。

【現状と課題】

- 本制度は、平成12年の制度創設以来、中山間地域の農地保全や多面的機能の維持に多大な効果を発揮しているが、国全体が人口減少社会を迎えるなか、中山間地域では過疎化・高齢化が進行しており、小規模・高齢化集落の増加が懸念されるなど、その現状は依然として厳しい。
- 平成17年の制度改正により協定の継続を断念した集落や、対象農用地はあるものの本制度に取り組みない集落が相当数存在しており、これら集落の多くが、制度に取り組みない理由として「高齢化等により協定を5年間継続することが困難」をあげている。
- 交付金の都道府県及び市町村負担分については、一部が地方交付税に算入されているものの、交付実績が多い自治体ほど実質的な負担割合が増える結果となっている。

【本県の取組状況・方針】

- 本県では、県下21市町村のうち対象農用地のある20市町村が本制度に取り組んでおり、交付面積は県内農用地面積の約30%を、参加農業者数は農家戸数の約50%に上っている。
- 今後も市町村と連携しながら、制度に取り組む地域の拡大を図る。

【提案要望の効果】

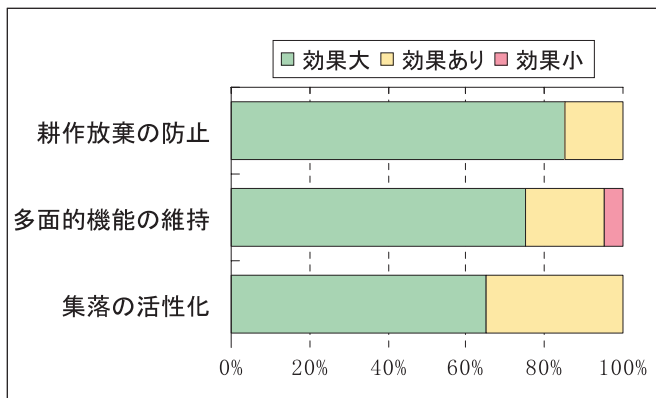
- 耕作放棄地の発生防止等を通じた農用地の保全と、農用地が持つ多面的機能の維持が図られる。
- 集落の話し合いや共同活動の活発化等により、地域の活性化が助長されるとともに、小規模・高齢化集落の増加が抑制される。



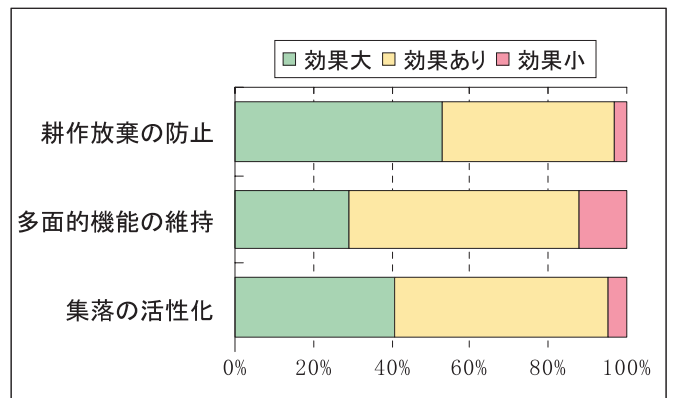
中山間地域等直接支払制度の効果と課題（中間年評価の結果から）

1. 効果

(1) 市町村の評価

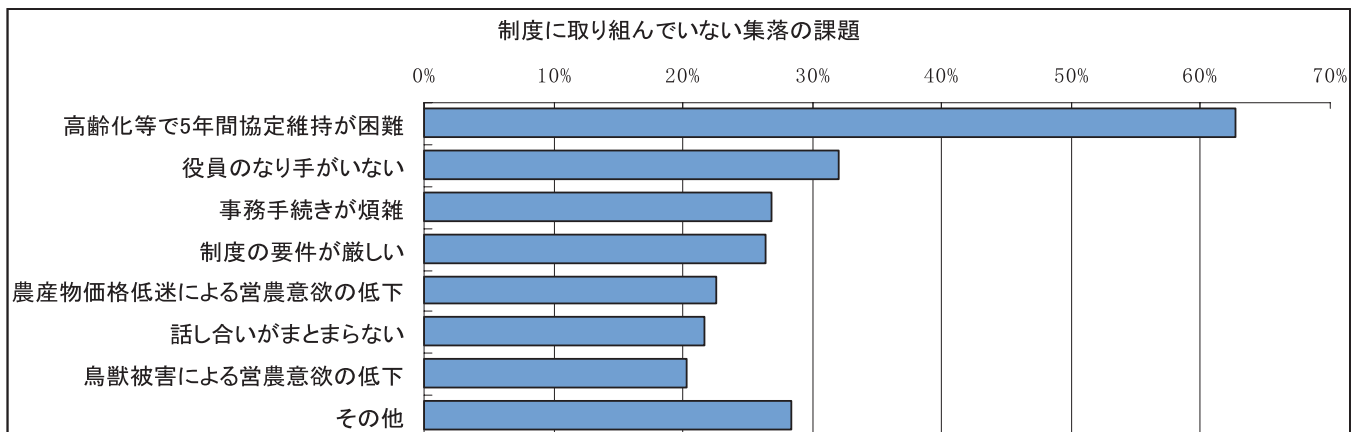


(2) 協定集落の評価



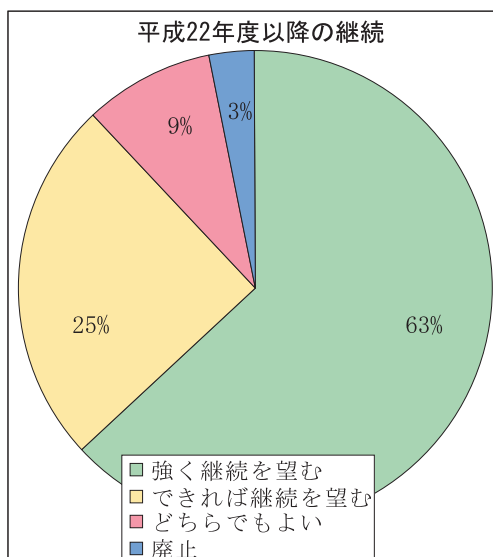
- 市町村及び協定集落は、「耕作放棄を防止する効果」、「多面的機能を維持する効果」、「集落を活性化する効果」のいずれも9割以上が「効果あり」と評価。

2. 課題



- 制度に取り組んでいない集落では、制度要件である「5年間の継続」を課題とした集落が最も多い。

3. 制度継続への要望



- 平成22年度以降の制度継続を協定集落の9割が要望。